



KAIRO for BUSINESS

海路ニュースレター版 (for 企業法務) 年3回刊

【Q&A】 そうだ、弁護士に聞いてみよう！ 《ストレスチェック》



が、ストレスチェックって何ですか？

(秘書) 最近、「会社でストレスチェックが始まった」という話を聞きましたが、

(稲垣) ストレスチェックは、自分がどのようなストレス状態にあるかを調べるテストのことだね。労働者自身が自分のストレス状態について把握して、ストレスを予防、軽減することで心の健康 (=メンタルヘルス) の不調を未然に防ぐということを目的としているよ。労働安全衛生法の改正により、2015年12月から、50人以上の労働者がいる事業所では年1回のストレスチェックの実施が義務化されたんだ。

(秘書) メンタルヘルスという言葉も聞いたことがあります。

(稲垣) 労働者が心の健康を崩して、仕事や日常生活に支障が出てしまうということが以前から社会問題になっていたんだ。具体的には、うつ病等の精神疾患を発症したり、中には自殺に至ってしまうという不幸なケースもあるよ。

(秘書) どんなことが原因になるのでしょうか？

(稲垣) 私生活上の問題が原因となることもあるけど、働き過ぎやセクハラ、パワハラなども含めた仕事上のストレスが原因であることが多いと言われているよ。統計によると、労働者の60.9%が「現在の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、

ストレスとなっていると感じる事柄がある」と回答しているというデータもある (厚生労働省・平成24年労働者健康状況調査)。

そういった社会背景を受けて、厚生労働省では「労働者の心の健康の保持増進のための指針」を定めているよ。

(秘書) どのような指針ですか？

(稲垣) これは、労働者の心の健康を守るために事業者が講ずるよう努めるべき措置 (メンタルヘルスケア) を定めた指針だね。その中で、①労働者自身による「セルフケア」、②管理監督者による「ラインによるケア」、③産業医や衛生管理者による「事業場内産業保健スタッフによるケア」、④事業場外の機関、専門家による「事業場外資源によるケア」という“4つのケア”を継続的、計画的に行うことが重要とされているよ。

(秘書) ストレスチェックは、①のセルフケアのひとつと言えますね。

(稲垣) そうだね。メンタルヘルス不調の早期発見にとって重要な制度だね。



弁護士 稲垣 洋之
(いながき ひろゆき)

※このコーナーで弁護士に聞いてみたいことがありましたら、裏面の連絡先までお寄せください。



加藤泰弁護士がこっそり教える「顧問契約とは？」

秘書: 顧問契約って何なんですか。

加藤: 一定の期間を定めてその間に法律的な助言を行うという契約だね。対外的な交渉などをするときには別途委任契約を結んでもらっているよ。

秘書: それって一般の相談と大して変わらないんじゃないですか？

加藤: 一般の相談だといちいち法律事務所に行って相談票を書いたりするよね。顧問会社の場合には電話やメールによる相談など柔軟に対応しているのが大きな違いかな。

秘書: それってすごく便利ですね。

加藤: そうだね。弁護士にしても、どういう仕事をしているどんな会社かということがあらかじめ分かっているから電話やメールで要点だけ聞けばすぐに対応できるんだよ。

秘書: ほかに何かメリットはないんですか。

加藤: う〜ん、別に参加資格を顧問に限定しているわけではないんだけど定期的に開催している企業法務セミナーに参加してもらって勉強と交流の場を提供しているよ。他の顧問

会社とも仲良くなれるよね。

秘書: そういえば顧問から相談あったからっていつも怠いでやってますよね。

加藤: そうそう。法律上の絶対的な期限がある仕事には負けるかもしれないけど、顧問会社からの相談は最大限優先して対応するようにしているよ。

秘書: 基本は月額5万円でしたっけ。払うだけのメリットはあるんですね。

加藤: 時は金なりだからね。メリットを感じて頂けるように相談に臨んでいるよ。まあ、顧問会社にしてみれば基本的に弁護士に相談するようなトラブルがない方がいいわけで、出来れば僕の顔は見たくないと言われたりはするけどね。そういう顧問先には契約書のチェックなど予防法務を勧められているよ。

弁護士 加藤 泰
(かとう やすし)



第17回企業法務セミナー報告

「ポイント解説！有期労働契約の更新・雇止め」



2016年7月28日(木)、山下江法律事務所主催第17回企業法務セミナー「ポイント解説！有期労働契約の更新・雇止め」を開催しました。

講師は、副代表/弁護士の田中伸です。

今回のセミナーでは、2012年8月に労働契約法が改正され「雇止め法理」が法定化、2013年4月には「無期労働契約への転換ルール」が施行されるなど、有期労働契約をめぐる法制が変化してきていることから、これらの法改正も含めて、有期労働契約の更新・雇止めに関するポイントを解説しました。

参加者様からは、「要点が絞られて非常にわかりやすかった。」「分かりやすい資料で説明も良かった。」「今後の仕事上の参考になりました。」と高い評価を受けました。

懇親会では顧問会社様、一般参加者様、当事務所の弁護士・秘書との交流が深まり、こちらも大いに盛り上がりました。

次回は11月24日(木)です。詳細は本紙4ページをご覧ください。





弁護士 ON・OFF 第 32 回

弁護士 新名内 沙織

広島生まれの私は今までなんとなくカープを応援していたのですが、去年、黒田選手が帰ってきてからはカープ熱が高まり、カープ女子の秘書から誘ってもらえることも増えて球場に足を運ぶようになりました。現地に行くと、テレビの中継を見るのとは違い、他のファンの盛り上がりも感じられてよりいっそう応援に熱が入ります。

今のカープは鈴木選手等若手の躍進もめざましいですが、新井選手の2000本安打、黒田選手の日米通算200勝とベテラン選手の記録達成も続いています。新聞記事等でベテランの選手が率先して練習に取り組み若手を引っ張っているという話を目にしますが、実績を残している選手がそれに甘んじず、努力を続けて活躍している姿は素晴らしいと思います。

黒田選手が200勝を達成した試合は、残念ながら現地での観戦はできずラジオ中継を聞いていたのですが、試合後のセレモニーで他の選手が黒田選手の座右の銘である耐雪梅花麗(雪に耐えて梅花麗し)と書かれたTシャツを着用して祝福している様子も実況されていました。もともとは西郷隆盛が詠んだ漢詩の一節で、梅の花は寒い冬を耐え忍ぶことで春に麗しく咲くという意味だそうです。私もその姿勢を見習って仕事に取り組んで行けたらと思っています。



マツダスタジアムにて

事務局コラム 第 32 回 「相続とメンタルケア」 山口 亜由美

相続アドバイザーとなって今年で5年になりますが、最近、メンタルケアの勉強を始めました。山下江法律事務所には既に離婚分野にメンタルケア心理士®がいます。パートナーとの関係悪化による精神的ダメージを緩和し、新しい人生を建設的に歩むためのお手伝いをするのですが、相続アドバイザーとしてご相談を受けるうち、相続問題にもメンタルケアが必要だと思ようになりました。

当事務所は、直近1年間に420件ほど相続のお問合せを受けていますが、中には「親を失って兄弟姉妹との遺産分割を考えると不安で夜も眠れない」という方や「遺産が欲しいわけではないけど共同相続人との間にわだかまりがあって簡単に分割協議書に判は押せない」という方もいらっしゃるのです。

昨年10月に「広島をしあわせな相続で満たし

たい」と、相続に関係する専門家集団、一般社団法人はなまる相続を設立しました。相続問題を多角的に分析し、総合的な解決を導き出すためです。ここに集う専門家にメンタルケアの専門家が加われば「しあわせな相続」を更に追求できるのではないかと、とも考えました。

少しでも早く、相続に悩む方たちのお力になりたいと、標準学習期間が15か月のカリキュラムを約2カ月で修了する計画です。相続問題に不安がよぎったら当事務所の相続アドバイザーにご相談ください。皆さまの頼れる存在になりたいと、日々研鑽しています。



メンタルケア心理士講座修了



事務局通信

◆第18回企業法務セミナー・懇親会のご案内



当セミナー参加者は、1か月以内に1時間の無料法律相談が可能です。この機会を是非ご活用ください。 ※懇親会も同時開催！
平成28年11月24日(木)
《セミナー》18:30～19:30
《懇親会》19:30～21:00

講師 弁護士 加藤 泰

“契約書の作法 取引先から苦笑いされないために”

会場:TOWANI(中区上八丁堀 4-1)

受講料:顧問会社様 1名様につき 3,000円

一般 1名様につき 8,000円

(セミナーのみ参加 顧問会社様 無料、

一般 1名様につき 4,000円)

☞詳細は、当事務所企業法務専門サイト(トップ>セミナー案内)をご参照ください。

◆相続本出版記念パーティを開催しました

6月1日、弊事務所の弁護士・相続アドバイザーが執筆した一般向け相続解説本「相続・遺言のポイント50」の出版記念パーティを開催しました。約370名の方にお越し頂き、大盛況のうちに終えることができました。ありがとうございました。

☞山下江のブログ 6/6をご参照ください。



◆来年1月、東広島支部・呉支部を開設予定!

2017年1月5日、東広島と呉に支部を開設予定です。各方面にお住まいの方はお気軽に相談にお越し頂けます。詳細は来年1月発行 KAIRO for BUSINESS vol.33 でお知らせします。

【東広島支部】西条駅から700m

〒739-0043 東広島市西条西元町 28-6

サンスクエア東広島 3-1

【呉支部】呉駅から500m

〒737-0051 呉市中央 2-5-2 NSビル 703

◆不動産相続セミナーを開催しました

マエダハウジング主催「住宅博 2016」にて、「不動産を贈る側と受ける側が今すべきことはコレ!」と題して、上級相続アドバイザー今井絵美がセミナーを開催しました。



◆幻冬舎 GOLDONLINE に掲載されました

「相続・遺言のポイント50」が、幻冬舎グループによる企業オーナー・富裕層向けメディアサイト「幻冬舎ゴールドオンライン」に掲載されました。

☞山下江のブログ 7/12をご参照ください。



山下江法律事務所
Yamashita Ko Law Office

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703

営業時間：平日 9時～18時

TEL : 082-223-0695 / FAX : 082-223-2652 / E-MAIL : info@law-yamashita.com

予約電話受付：平日 9時～19時、土曜 10時～17時

相談時間：月曜 9時～21時(夜間相談有り)、火曜～金曜 9時～18時、土曜 10時～17時

※上記以外の時間帯でも対応可能な弁護士がいれば、相談時間を設定しますので、まずはお電話ください。